



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



明けましておめでとうございます。今年は、休みが少なめだと言われていましたが、年末年始はいかがお過ごしでしたでしょうか？

私は、数年間寮で生活していた長女が家に戻ってくるとことで、自分の部屋がほしいというので、そのために私の持ち物も含めて家の中を整理しました。何年も使っていないものは思い切って処分、なんとか長女が入れるスペースを確保できました。ほんの少しですが、身も心も軽くなって新年のスタートを切ることができました。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



職場で役立つ心理学
～人間関係は第一印象でスタートする～

第一印象は大事、とよく言われますが、そのとおり、第一印象によって「この人はこういう人」という認識ができてしまいます。その印象を変えることは可能ですが、かなりの時間がかかってしまいます。ところで、第一印象とはいわゆる「見た目」。アメリカの心理学者目ラビアンによれば、人が相手に好意を感じる時に7-38-55のルールを導き出しました。好意の判断基準として、外見・服装・表情などの視覚情報が55%、口調や話のスピード・抑揚などの聴覚情報が38%、話の内容などの言語情報が7%ということです。そしてその印象は、わずか5秒で形成されるという実験結果が出ています。

人は第一印象を引きずったままその後の行動を見ていきます。新しい職場や新しい出会いの中でよい人間関係を築きたいと思ったら、第一印象を良くしておくに越したことはありません。

★1月の事務カレンダー★



☆法定調書、給与支払報告書の提出☆

年末調整ができましたら、税務署・市役所へ法定調書・給与支払報告書を提出します。今年からマイナンバーの記載が必要ですので、収集は早めに、取り扱いには十分注意しながら進めていきましょう。

☆扶養控除等（異動）申告書の受理☆

1月支給の給与の支払いまでに、平成29年の申告書を配布し、提出してもらいます。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（1月10日まで）☆

12月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（1月31日まで）☆

12月分の社会保険料・子ども子育て拠出金を納付。

☆11月決算法人の確定申告と納税（1月中の決算応当日まで）☆

11月決算法人の確定申告と納税、5月決算法人の中間（予定）申告と納税。

★知っ得情報★



～平均給与額は420万円。前年比1.3%増～

国税庁は昨年9月、平成27年分の「民間給与実態統計調査結果」を公表しました。この調査は、民間給与における給与の実態を明らかにし、租税収入の見積もりなどに利用されるものです。

調査結果によると、年間平均給与は420万円となり、前年比で1.3%増加しています。給与は1年間に支払われた月々の給与と賞与の合計で、通勤手当など非課税分は含まれません。

男女別では、男性521万円、女性276万円と依然格差が大きいのですが、前年比でみると男性が1.2%増に対し、女性が1.4%増と、女性の方が増加率がやや高くなっています。

雇用形態別では、正規485万円（1.5%増）、非正規171万円（0.5%増）となっています。ここでいう「非正規」とは、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託などです。

女性、非正規の平均給与が低いことが分かりますが、女性活躍推進法が施行され、非正規労働者の格差解消のため、「同一労働同一賃金」についても法整備が検討されています。今後このような格差は、徐々に縮まる方向にあるのでしょうか。

最近のパート事情（パートタイム白書より）

毎年、「アイデム人と仕事研究所」がパートタイマー白書を公表していますが、昨年 9 月に公表されました平成 28 年版から何点か最近のパートタイマー事情を見てみましょう。

パートとして働く理由

現在パート・アルバイトとして働いている人に、その働き方を選んだ理由を聞いたところ、「生活と仕事の両立を図りたいから」（54.8%）と「自分の都合の良い時間や曜日に働きたいから」（53.4%）が突出していました。生活の時間が確保できる、時間の融通がきくなど、自身に負担なく働ける働き方を好んでいるようです。

正社員として働きたいか

現在もしくは将来的に正社員で働きたいと思うかを聞いたところ、「働きたい」が 43.5%、「働きたくない」が 56.5%でした。正社員で「働きたい」理由は、「退職金や年金が手厚いから」が 54.8%で最多、次いで「雇用が安定しているから」51.6%、「他の雇用形態より賃金が高いから」46.5%と続いており、賃金の高さや雇用の安定などを求めていることがうかがえます。

正社員で働きたくない理由

一方、正社員で「働きたくない」理由は、「家事や育児があり働ける時間が限られているから」48.3%、「気楽に働きたいから」45.3%、「扶養の範囲内で働きたいから」45.3%となりました。時間や収入の制限があることやゆとりのある生活を送りたいということが大きな理由のようです。

配偶者控除が廃止されたら

所得税の配偶者控除や国民年金の第 3 号被保険者制度など、税・社会保険制度において専業主婦を優遇する措置が女性の就労を阻害しているとして見直しが検討されています。パート・アルバイトとして働いている人に、もしこれらの優遇措置が廃止されたら働く時間をどのように変えるかを聞いたところ、最も多かったのは「働く時間を増やす」が 45.5%でした。次いで「働く時間は変えない」27.8%、「働く時間を減らす」5.3%、「働くことをやめる」1.1%、「わからない」20.2%となっています。結果からは、税・社会保険の優遇措置のために収入を制限されることが、一部のパート・アルバイトには足かせになっていることが分かります。

*マイナンバーも安心！
当事務所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

